

# 議員の定数等に関する調査特別委員会 調査報告書

自 平成26年9月  
至 平成28年2月

鴨川市議会

議員の定数等に関する調査特別委員会

## 1. はじめに

現在の本市の議員定数は、地方自治法第 91 条第 5 項から第 8 項の規定に基づく手続きに従い旧鴨川市と旧天津小湊町の協議により成立した「鴨川市及び安房郡天津小湊町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議書」によって、20 人と定められている。

この議員定数 20 人により、平成 17 年 2 月 11 日の新市誕生以降、3 回の市議会議員選挙が執行された。

その間、地方分権改革や地域主権改革が推進され、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、全国の各市議会では議会改革や議会活性化の取り組みとともに、議員定数、議員報酬等を議論する動きも活発化した。

そのような状況の中、平成 23 年に地方自治法の一部が改正されたことにより、これまで人口区分に応じて定められていた議員定数の上限が撤廃され、各自治体が条例で定める仕組みへと変わり、議員定数は地方議会が自らの裁量と判断によって決定することとなった。

一方、本市議会では、分権時代にふさわしい議会を目指すため、議会改革・議会活性化へ向け、現行の議会制度をあらゆる角度から検証するため、44 項目にわたる検討項目を抽出し、協議、検討を行ってきたが、その検討項目の一つとして挙げられていた議員定数、議員報酬等に関する事項については、様々な意見がある中、改選後に引き継がれることとなった。

このようなことから、改選間もない平成 26 年第 3 回定例市議会において、本市の適正な議員定数等を調査研究することを目的に、正副議長を除く委員 18 人をもって組織する鴨川市議会議員の定数等に関する調査特別委員会が設置されたのである。

## 2. 付託事件

議員定数、議員報酬等に関する調査研究

## 3. 委員構成

18 人（正副議長を除く）

佐藤和幸、川名康介、佐々木久之、川股盛二、川崎浩之、佐久間章、福原三枝子、渡邊 仁、刈込信道、久保忠一、脇坂保雄、佐藤拓郎、平松健治、鈴木美一、野村静雄、滝口久夫、渡辺訓秀、大和田悟史

## 4. 委員会の開催状況

本委員会は、付託事件である議員定数、議員報酬等に関する調査研究を進めるに当たり、委員会運営の基本的な考え方、進め方として、①工程表の作成、②基礎資料等の調査・収集、③調査資料等の比較・分析、④勉強会・研修会等の開催、⑤識者等の参考意見の聴取、⑥各委員の意見発表（協議・検討）、⑦意見集約、⑧市民意見の聴取、⑨委員会報告書の作成・報告を示すとともに、工程表に基づき、平成 28 年 2 月までに調査研究の成果を取りまとめることとした。

以下は、本委員会の活動状況の概要を記載したものである。

開催期日	内 容
第1回委員会 平成26年9月26日(金)	<p>◆正副委員長の互選 指名推選の方法により、次のとおり決定した。 委員長 佐藤拓郎 副委員長 脇坂保雄</p>
第2回委員会 平成26年10月27日(月)	<p>◆今後の進め方とスケジュールについて 委員会の基本的な考え方と進め方及び工程表に基づき委員会を進めることを決定した。</p> <p>◆調査研究に当たっての基礎資料等の収集について 全国の人口5万人以下の都市を対象に、議員定数、議員報酬等に関する調査を実施することを決定した。</p>
第3回委員会 平成26年11月26日(水)	<p>◆議員定数・議員報酬等に関する調査結果について 全国の人口5万人以下の257市の議員定数、議員報酬等を調査した結果を人口区分別に比較、分析した。</p>
第4回委員会 平成27年1月15日(木)	<p>◆議員定数・議員報酬等に関する調査結果の比較分析及び論点や留意点の検討について 図書や雑誌等に掲載された識者の議員定数・議員報酬等に対する意見をもとに、論点や留意点の検討を行うとともに、各委員が意見を出し合った。</p>
第5回委員会 平成27年2月18日(水)	<p>◆議員定数・議員報酬等の検討に当たっての論点や留意点の整理について 前回の委員会をもとに正副委員長で作成した議員定数・議員報酬等の検討に当たっての論点・留意点ごとに、各委員が意見を出し合った。</p>
第6回委員会 平成27年4月22日(水)	<p>◆議員定数・議員報酬等の検討に当たっての論点や留意点の整理について 前回の委員会に引き続き、論点・留意点ごとに、各委員が意見を出し合った。</p> <p>◆研修会の開催について 学識経験者による研修会の開催について協議した。</p>
第7回委員会 平成27年5月29日(金)	<p>◆議員定数に関する考え方・意見等について 議員定数に関する各委員の考え方や意見等を出し合った。</p> <p>◆研修会における研修内容と質問事項の整理について 研修内容及び質問事項等について協議した。</p>
研修会 平成27年6月30日(火)	<p>◆研修会の開催 演題：「議会改革・活性化と議員定数等のあり方」 －「住民自治の根幹」としての議会を作動させる－ 講師：山梨学院大学法学部教授 江藤俊昭氏</p>

<p>第8回委員会 平成27年7月14日(火)</p>	<p>◆前回の委員会の振り返りについて 議員定数について過去2回にわたる議論や研修会を踏まえ、現時点における委員会の意見の整理を行った。</p> <p>◆市民との意見交換会実施要領(案)について 委員会の運営方針及び工程表に基づき、市民との意見交換会を実施するため、その実施方法等の協議を行い、実施要領案のとおり実施することに決定した。</p>
<p>第9回委員会 平成27年10月8日(木)</p>	<p>◆市民との意見交換会の説明資料について 市民との意見交換会に使用する説明資料について協議し、委員会の承認を得た。</p> <p>◆市民との意見交換会の周知方法について 市民への周知方法として、議会ホームページ、公民館等へのポスター掲示、新聞社等への情報提供により行うこととした。</p> <p>◆市民との意見交換会の運営について 市民との意見交換会の開催期日、開催場所、運営方法等について確認を行った。</p>
<p>市民との意見交換会 平成27年11月4日(水) ～ 平成27年11月13日(金)</p>	<p>◆市民との意見交換会の開催 鴨川地区、江見地区、長狭地区、天津小湊地区の4会場において市民との意見交換会を実施し、市民88名の参加を得た。</p>
<p>第10回委員会 平成28年1月20日(水)</p>	<p>◆市民との意見交換会の開催結果について 市内4地区で行われた市民との意見交換会で出た議員定数や議員報酬に対する市民からの意見等の確認を行った。</p> <p>◆特別委員会の意見集約 これまでの調査研究や研修会、市民との意見交換会などを踏まえ、各委員から議員定数に関する意見と理由について発言してもらい、特別委員会の意見を集約した。</p>
<p>第11回委員会 平成28年2月12日(金)</p>	<p>◆委員会報告書について 鴨川市議会議員の定数等に関する調査特別委員会調査報告書について協議した。</p>

## 5 基礎調査等の概要

### (1) 議員定数・議員報酬等に関する調査結果の概要及び比較分析

調査基準日を平成25年12月31日現在とし、全国の人口5万人以下の都市257市を対象に、議員定数に関しては、議員定数、常任委員会数、議員1人当たりの人口割・面積割を、議員報酬に関しては、議員報酬額、市長給料との比率、年額等を、その他として、政務活動費の交付額、議会費決算額、議会費構成比、財政力指数、議員1人

当たりの議会費、市民1人当たりの議会費を調査した。

その結果、人口1万人以下では、都市数は3市、それぞれの数値の平均値は、議員定数は9人、常任委員会数は1.0、議員1人当たりの人口割は871人、面積割は41.55k㎡、議員報酬については22万6,667円、市長給料比率は0.41、議員報酬の年額350万2,000円、政務活動費については、年額1万6,800円、財政力指数0.16、平成24年度議会費決算額6,792万5,000円、議会費構成比は0.9%、議員1人当たりの議会費は754万7,000円、市民1人当たりの議会費は8,668円であった。

人口1万人から2万人未満では、都市数は15市、それぞれの数値の平均値は、議員定数は14.5人、常任委員会数は2.5、議員1人当たりの人口割は1,203人、面積割は17.52k㎡、議員報酬については29万6,653円、市長給料比率は0.43、議員報酬の年額466万6,000円、政務活動費については、年額6万7,333円、財政力指数0.29、平成24年度議会費決算額1億3,674万8,000円、議会費構成比は1.3%、議員1人当たりの議会費は945万3,000円、市民1人当たりの議会費は7,857円であった。

人口2万人から3万人未満では、都市数は60市、それぞれの数値の平均値は、議員定数は17.4人、常任委員会数は2.7、議員1人当たりの人口割は1,492人、面積割は18.29k㎡、議員報酬については30万7,549円、市長給料比率は0.42、議員報酬の年額484万1,000円、政務活動費については、年額10万7,700円、財政力指数0.37、平成24年度議会費決算額1億6,796万2,000円、議会費構成比は1.1%、議員1人当たりの議会費は965万3,000円、市民1人当たりの議会費は6,469円であった。

人口3万人から4万人未満では、都市数は99市、それぞれの数値の平均値は、議員定数は18.7人、常任委員会数は2.9、議員1人当たりの人口割は1,851人、面積割は15.97k㎡、議員報酬については32万4,960円、市長給料比率は0.42、議員報酬の年額510万8,000円、政務活動費については、年額12万7,414円、財政力指数0.43、平成24年度議会費決算額1億8,884万7,000円、議会費構成比は1.1%、議員1人当たりの議会費は1,011万1,000円、市民1人当たりの議会費は5,461円であった。

人口4万人から5万人未満では、都市数は80市、それぞれの数値の平均値は、議員定数は19.6人、常任委員会数は3.0、議員1人当たりの人口割は2,304人、面積割は12.34k㎡、議員報酬については34万5,639円、市長給料比率は0.44、議員報酬の年額546万9,000円、政務活動費については、年額14万851円、財政力指数0.44、平成24年度議会費決算額2億912万4,000円、議会費構成比は1.0%、議員1人当たりの議会費は1,068万3,000円、市民1人当たりの議会費は4,636円であった。

これらの数値を分析した結果、人口が多くなるにつれて議員定数や常任委員会数、議員1人当たりの人口、議員報酬月額や年額、財政力指数、議会費、議員1人当たりの議会費は高くなっている一方で、議員1人当たりの面積や市民1人当たりの議会費は低くなっている。

また、本市が含まれる人口3万人から4万人未満と本市を比較すると、議員報酬額、市長給料比率、政務活動費はほぼ同程度、議員定数、常任委員会数、議員報酬年額、財政力指数、議会費、議員1人当たりの議会費は本市のほうが若干高く、一方、議員

1人当たりの人口割や面積割は本市のほうが若干低くなっている。

《参考：近隣市の状況》

平成25年12月31日現在

	人口 (人)	面積 (k㎡)	財政力 指 数	議員定数 (人)	人口割 (人)	面積割 (人)	議員報酬 (円)	議会費 構成比
館山市	48,823	110.22	0.58	18	2,712	6.12	342,000	1.1
勝浦市	19,785	94.20	0.46	18	1,099	5.23	288,000	2.1
富津市	47,313	205.35	0.96	18	2,629	11.41	450,000	1.4
南房総市	41,676	230.22	0.36	23	1,812	10.01	337,000	1.1
いすみ市	40,514	157.51	0.49	20	2,026	7.88	327,000	1.1
鴨川市	34,941	191.30	0.53	20	1,747	9.57	326,000	1.5

注) 勝浦市は平成26年3月に議員定数を16人に、富津市は平成27年12月に議員定数を16人、議員報酬を36万円に、南房総市は平成25年6月に議員定数を20人に、いすみ市は平成26年8月に議員定数を18人とする改正を行っている。

## (2) 議員定数・議員報酬等に関する識者等の参考意見

### ①江藤俊昭氏（山梨学院大学法学部教授）「自治体議会学」より抜粋

- ・議員定数削減によって、政策提言機能・監視機能の低下になってはいけない。
- ・議員定数削減を提案するならば、議会の役割を補完・代替する案が必要である。
- ・議員報酬削減は、議会力・自治力を低下させ、多様な層を議員から遠ざける。
- ・議員報酬・定数の議論は、それぞれの自治体で住民とともに考えることが必要である。

### ②野村 稔氏（元全国都道府県議会議長会調査議事部長）「地方議会の底力」等より抜粋

- ・議員定数を減らせば経費の節減になるが、執行機関に対する監視力が低下したら、議会としての役割を十分果たすことができず、結果として住民にプラスにならない。
- ・地方分権が推進、実現されると地方団体の行財政能力が充実強化される。執行機関の権限が強化されるので、チェックする議決機関（議会）も強化しなければ均衡がとれなくなる。

### ③中邨 章氏（明治大学政治経済学部教授）「地方議会人」2011年2月号より抜粋

- ・地方行政の活動の量と幅の広さを念頭に置くと、議員の数もそれに対応するだけの大きさの維持が必要である。
- ・議会が行政監視を重要な機能とする限り、定数カットには慎重にならざるを得ない。
- ・それとは異なり、立法府としての役割を続けるシナリオを選ぶのであれば、議員の数は少数精鋭が原則である。

### ④廣瀬克哉氏（法政大学法学部教授）「議員カメールマガジン第12号」より抜粋

- ・議員定数削減は、住民を代表して自治体をコントロールする代表者を減らしてしまうのだから、政治家が身を切る改革ではなく、住民の手足をもぐ改革にはほかならない。

- ・議員定数削減は、本来であれば住民にとっての不利益な決定なのだということを伝える努力と、「皆さんに必要とされる手足となります」という改革意欲を示すことは代表機関として不可欠な対応である。

#### ⑤全国市議会議長会 都市行政問題研究会

《分権時代における市議会のあり方に関する調査研究報告書より抜粋》

- ・議会の役割として、政策提案・監視機能を十分に果たすためには、相応の議員定数と報酬が不可欠である。
- ・単に議員定数を減らし、さらには報酬を減らしているのみでは議会改革たり得ず、「削減ありき」の議論ばかりでは議会制民主主義の成熟には繋がらないのである。

#### ⑥総務省自治行政局 地方議会のあり方に関する研究会

《地方議会のあり方に関する研究会報告書より抜粋》

- ・意思決定機関としての議会がより困難な課題について判断するためには、ある程度の議員数が必要であるとの意見や、議員のなり手の少ない議会であっても、議員の専門性を高めることにより、比較的少ない議員数で住民の納得が得られる議会を実現することも可能ではないか。
- ・また、議会の監視機能を重視する観点から、地域の多様な層からの幅広い住民が構成員となる多人数の議会も考えられるのではないか。

### (3) 全国市議会議長会の見解

全国市議会議長会の議員定数・議員報酬を議論する上での見解は、議員定数に関しては、①常任委員会方式、②人口1万人以下に1人方式、③住民自治協議会方式（または小学校方式）、④議会費固定化方式が示されている。

また、議員報酬に関しては、①市政への貢献度を把握し、それをもとに議員報酬を定める考え方、②執行部職員の給与を基準とする考え方、③国会議員の歳費を基準とする考え方、④日当制を根拠に算出方法、⑤当該団体の長の給与額を基準とする考え方、⑥比較方式、⑦議会費の割合を一定とし算出する方法が示されている。

### (4) 論点・留意点の整理

議員定数・議員報酬等を検討するに当たって、多角的な視点で議論を深めていくために論点・留意点を整理し、議論を進めることとした。

議員定数に関する論点・留意点では、①地方分権や地方創生と議会の役割・機能発揮の視点、②行政改革と議会改革・活性化からの視点、③人口・面積規模からの視点、④識者の意見、市民意見の4つの視点とした。

また、議員報酬に関する論点・留意点では、①議員報酬額の算出根拠は何を基準にすべきか。②近隣市・類似市等との比較、③市長や管理職等の給料との比較の3つ視点に着目し、さらに各視点ごとに検討項目を洗い出し議論を進めていった。

## (5) 研修会の開催

議員定数・議員報酬等の議論を深めるため、山梨学院大学 江藤俊昭教授を招き、「議会改革・活性化と議員定数等のあり方―住民自治の根幹」として議会を作動させる」と題し、研修会を開催した。

江藤教授によると、議員定数・議員報酬は答えのないテーマであるが、地方分権の時代に入り、議会が住民自治の根幹として動き出した中、①議会がどのような議会を目指し運営していくか、その姿を示すことによって議員定数・議員報酬は決まってくる。②議員報酬と議員定数は別の論理で示すべきである。③行政改革は効率性重視であるが、議会改革は地域民主主義の実現であり、どのように住民の福祉の向上につなげていける議会を作り出していくかの議論が必要である。④現在の議員のためではなく、多くの人将来立候補し、議員活動がしやすい条件として考える必要がある。⑤増加できない、削減の場合は住民による支援が必要である。⑥議会運営は住民自治の問題でもあり、住民とともに考える必要がある。⑦専門的な知識を有する者の意見を聞きながら決めることが必要である。⑧次期選挙まで1年ないし2年の猶予をもって決定するべきである。など今後の議員定数・議員報酬の議論を深めていく上で参考となる意見をいただいた。

## 6 市民との意見交換会の概要

### (1) 開催目的

本委員会の運営方針並びに工程表に基づき、議員定数や議員報酬に関する調査研究の経過について、市民に対して説明責任を果たすとともに、議員と市民の自由な意見交換を実施することにより議員定数や議員報酬に関する相互理解を深め、市民意見の把握に努める。

### (2) 開催状況

開催地区	開催期日	開催場所	参加市民数
鴨川地区	平成27年11月4日(水)	鴨川市役所	6人
江見地区	平成27年11月6日(金)	江見こども園	15人
長狭地区	平成27年11月10日(火)	吉尾公民館	50人
天津小湊地区	平成27年11月13日(金)	ふるさとシアター	17人
計			88人

### (3) 市民意見の概要

開催地区	意見・質問等
鴨川地区	<ul style="list-style-type: none"><li>・今の議員の報酬が安過ぎる。こんなに安くて議員活動ができるのか。報酬は何年も上げておらず、このままでは議員のなり手がいなくなってしまう。議員だけでも生活できるような報酬にして、政治家を育ててほしい。</li><li>・議員定数を減らすより増やしたほうが良いという考えである。少ない予算の中、市民が自分たちでやれることはやるというようにするには、議員のリー</li></ul>

<p>鴨川地区</p>	<p>ダーシップがないとやっていけないと思う。市民がやる気を起こしていくにはリーダーとなる議員をなるべく多くし、予算をうまく使うにはどうしたら良いかということ考えたほうがよいと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世の中の動きが削減ありきみたいな方向性が窺えるが、私は現状の人数で、より一層市のためにエネルギーを使っていく方向性のほうが良いと思う。</li> <li>・議員はそれぞれ一生懸命にやっていると思う。もっと市民にアピールしたほうが良いと思う。</li> <li>・仮に議員定数を削減した場合には、議員報酬を上げるべき。</li> <li>・議員定数に関しては減らしてくださいという声を耳にしている。周辺地区の様子、財政の問題などいろいろあるが、将来のために財政の健全化ということをしっかり議論したほうがよいと思う。ですから 18 人が良いと思う。</li> </ul>
<p>江見地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の役割は市民要求を汲み上げること。議員定数の問題はその役割の人を何人にするかという話である。だから議員定数は市民の問題として捉えることが必要である。そして、市民を置いてけぼりにしないこと、議員一人が任期中にどれだけの市民と話し合う機会があるのか、市民と議員の関係が重要である。鴨川市議会議員の選挙の投票率がどんどん落ちてきているが、これは市民と議員の繋がり希薄さが原因ではないか。戦後の民主主義の仕組み、憲法前文が目指している内容を実現するために、その役割を担う議員が少なくないのか。この点を議論していただきたい。</li> <li>・議員報酬は普通と思っていたが、総務省の課税等の状況調べでは鴨川市は月額 23 万 1,250 円、また毎月勤労統計では 26 万 2,832 円と市民の収入と議員報酬との間ではかなりの開きがあり、議論する必要がある。また、議員報酬については、第三者機関で議論すべきとあるが、自分たちはこう思うという提案で審議会にかけるようにしたらどうか。</li> <li>・議員定数に関して特別委員会の意見は、16 人、18 人、20 人の 3 案あるがどの意見が多いのか。</li> <li>・議員定数の削減によってサービスが低下したり、議会運営の質が悪くなってしまったら、議論すること自体が無駄になってしまう。各地区から代表が 1 人出せるのであれば 18 人が適当なところかもしれないがどうなのか。</li> <li>・議員定数の議論の中で、市が抱える行政課題をどのように捉えて議論してきたのか。</li> <li>・どちらに答えが出ようとも、努力をした結果であるので、市民とすれば受け止めていただけたらと思う。ただ、議員の任期前までには一定の結論を市民に提示していただきたい。</li> </ul>
<p>長狭地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併後に議員定数を 36 人から一気に 20 人に減らした中で混乱は起きなかったのかどうか。また、人口割も面積割も一気に増えた中、議員活動に支障がなかったのかどうか。なかったとすればもっと減らせという意見は出なかったのかどうか。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣市・類似市等の比較の中で、3万人ぐらいの人口で14人というところもある。そういったところで問題がなかったかどうか、参考にしていったらどうか。</li> <li>・近隣市、類似市等を見ると、市民サイドでは現状維持は考えられない。現状維持の20人という答申だけは辞退いただきたい。</li> <li>・近隣市の館山市は、人口は4万8,000人、鴨川市が3万4,000人で、議員定数は館山市18人、議員1人当たりの人口も館山市2,700人、鴨川市1,700人、面積比は鴨川市のほうが高いが、委員会で示されている議員定数18人がスタート点と感じている。</li> <li>・議員定数削減によって常任委員会の運営に支障をきたすようであれば考えなくてはいけないし、何とか少数でも頑張っていけるというのであれば、定数削減という形でお願いしたい。</li> </ul>
天津小湊地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識者の江藤氏、野村氏の意見と全く同感である。無理に減らさなくてもいいと思う。市民は意見を出すけれども、私たちは議員に託しているので、最後は議会で決めてもらいたい。議員報酬については堂々と働いているので、少しも遠慮はいらないと思う。</li> <li>・個人的な意見としては議員定数20人でいいと思うが、近隣市の議員定数を考えると2名減の18人が妥当だと思う。議員報酬については、2人削減されると仕事量も増えてくるし、生活ができるだけの報酬は必要と思うので、今より高くなってもやむを得ないと思う。</li> <li>・議員定数は削減の方向できていると思うし、自分自身もある程度減らすべきだと思う。私の考えでは委員会を6人ずつの構成で、2人減の18人がいいと思う。また、議員報酬については今までどおりでいいと思う。</li> </ul>

## 7 委員会の議論の概要

本委員会では、付託事件である「議員定数、議員報酬等に関する調査研究」のため、全国の人口5万人以下の都市を対象とした調査を初め、各種基礎調査を実施し、第3回委員会において調査結果の比較分析を行った。

また、議員定数・議員報酬の議論を深めるために整理した論点・留意点に基づき、第4回委員会から第7回委員会まで各委員から議員定数・議員報酬に関する考え方を申し合ふとともに、自由討議を行った。

その主な意見として、議員定数に関する考え方では、「住民意思を反映するという議会の役目からの議論が必要ではないか」、「市民の議会に対する信頼度、議会の機能を十分に発揮できるかどうかの視点が必要ではないか」、「常任委員会方式、人口比例方式、住民自治協議会方式、議会費固定化方式という観点から進めていくのがよい」、「定数の議論は定例会、委員会運営などと併せての議論が必要である」、「地方分権、地方創生で地方が大きく変わろうとしている中、議員定数の削減によって議会の弱体化になってはいけない」、「議員定数が減っても現状はよくなる。我々が変わらなくてはいけない」、

「委員会として意見を集約するとなれば1委員会6～7人が必要である」、「安房・夷隅地区の議員定数の状況など広域的な視点で考えることも必要である」といった意見が出された。

また、議員報酬に関する考え方では、「議員報酬も議員の生活を支えていくために必要であるということを理解してもらえようような説明も必要である」、「議員が専門職化している中、生活に見合うだけの報酬は必要である」、「いろんな立場の方が議員になるということは、生活がしっかりできるだけの報酬がなければ集中して議員活動ができない」、「報酬等審議会がしばらく開かれていない。現在の報酬が妥当なものかどうか第三者機関での検討が必要である」、「市内の就業者と比較して、現在の議員報酬は決して安くない」といった意見が出された。

その間、議員報酬に関しては、第5回委員会において、前回までの議論を踏まえ、第三者機関である報酬等審議会に委ねるとした委員会の意見を取りまとめ、以降は、議員定数に関する議論に絞り、協議、検討を重ねることとした。

委員会の議論が進む中、工程表に基づき、専門家の意見を聴取するため、学識経験者を招聘した研修会を開催するとともに、講師との意見交換を実施した。

研修会後の第8回委員会では、市民との意見交換会に提示する資料を作成するため、本委員会の活動経過とともに、現段階での議員定数に関する委員会における意見整理として、各委員から適正と思う議員定数について意見開陳が行われた。

その段階での意見として、議員定数に関しては、現状維持とする意見、2人削減の18人とする意見、4人削減の16人とする意見の3案が、議員報酬に関しては、第5回委員会で決定した通り、その妥当性を第三者が審査する必要があるとして市長の諮問機関である特別職報酬等審議会に委ねることを妥当とする意見をまとめ、市内4地区における市民との意見交換会に臨んだ。

市民との意見交換会では、4地区88名の市民の参加を得て、議員定数や議員報酬に対する貴重な意見を聴取することができた。

市民から出された意見として、議員定数に関しては、現状維持を支持する意見と、2人削減の18人を指示する意見の2通りの意見が大勢を占め、増やすべきとする意見や削減することを期待するといった少数意見も出された。

一方、議員報酬に関しては、議員報酬を上げるべきとする意見と、今までどおりでよいとする意見の2通りの意見が大勢を占め、市民の収入と議員報酬に開きがあるので議論の必要があるといった少数意見も出された。

第10回委員会では、これまでの調査研究や研修会、市民との意見交換会などを踏まえた委員会としての意見集約を行うため、各委員から議員定数に関する最終的な意見開陳が行われた。

各委員から出された意見として、①今、結論を出すのは性急でもう少し時間をかけて議論を深めるべきであるとする意見、②現状維持とする意見、③2人削減の18人とする意見、④具体的な数字は言えないが削減すべきとする意見、⑤現状ではまだ判断できないとする意見が出され、意見の統一を見ることができなかったが、委員会当初、工程表

どおり進めていくことで合意を得ているので、今回の委員会で意見を集約すべきとなり、その方法として採決により決することとした。

その後、議員定数については、まず最初に現状維持とするか、削減するかとの2案について採決すべきとの意見があったことから協議したところ、2案について採決すべきとする意見に決したことから採決するに、賛成多数で議員定数は削減すべきとする意見に決定した。

次に、削減すべきとする意見については、2人削減の18人とする意見が出ているが、ほかに意見がないか求めたところ、4人削減の16人とする意見が出され、ほかに意見がなかったことから、2人削減の18人とする意見と4人削減の16人とする意見の2案について採決した結果、賛成多数で議員定数は2人削減の18人とする意見を本委員会の意見とすることに決定した。

## 8 委員会の結論

### (1) 議員定数に関する結論

議員の定数については、現行の20人から2人削減して18人が適正である。

#### 【論拠】

現在の地方自治制度のもと、執行機関と議会は対等の関係で、相互に緊張関係を保持しながら協力して自治体運営に当たる責任を有する。

そういった中、議会は多様な民意を反映させ、政策立案や監視機能を効果的に発揮することが求められており、こういった観点からは議員定数は多いほうが望ましく、安易な削減は議会の弱体化につながる恐れもある。

しかしながら、本市の議員定数は、全国の同規模の都市と比べると若干多い状況にあり、近隣市においても、本市より人口の多い南房総市は同数であるが、館山市、富津市、いすみ市では、本市より少ない議員定数により議会運営が行われており、市民との意見交換会でも近隣市の議員定数を意識した意見も多かった。

また、本市の議会運営は、委員会中心主義により運営されているが、委員会構成の観点から見ると、一常任委員会当たりの構成は6人から7人となっており、これまで大きな支障もなく運営が行われてきている。

また、委員会の議論、市民との意見交換会では、議会の役割の一つとして市政を監視する機能を重視する意見もあり、議員定数の議論の中では大きな論点・留意点となったが、議員一人ひとりの資質の向上や、議会改革・活性化を進め、議会機能を高めていくことへの期待や、大幅な議員定数の削減を求める声も少なかったことから、現在の総務、建設経済、文教厚生各常任委員会体制を維持し、一委員会当たり6人構成の18人としても議会運営上、大きな支障を来すことなく運営できると判断し、本委員会として議員定数を2人削減の18人とするのが適正であるとの結論に達した。

## (2) 議員報酬に関する結論

議員報酬については、市長の諮問機関である特別職報酬等審議会に委ねることが妥当である。

なお、現在の議員報酬が決定されて以降、相当の期間、特別職報酬等審議会が開催されていないことから、議長から市長に対して、当審議会の開催を要請することを望むものである。

また、その際には、本特別委員会の調査報告書など、情報提供に努めることとする。

### 【論拠】

議員報酬は、一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付であり、地方自治法第 203 条が支給の根拠となっている。

地方分権改革や地域主権改革が進み、自治体経営が複雑・高度化している中、自治体経営の一翼を担う議会の構成員である議員の活動も高度化・専門化しており、他の職をもって議員活動をすることが非常に困難な状況となってきた。

法的に議員報酬は生活給ではないとされているものの、現実には議員の専門職化が進んでおり、本来の議会の役割である多様な民意を自治体経営に反映するといった役割を果たしていくためには、ある程度生活給としての保障が必要であるとする意見が、委員会や市民との意見交換会でも出された。

本来、議員報酬については、市長や副市長などの特別職とともに、市長の諮問機関である特別職報酬等審議会において審議され、議会に提案されるのが一般的であるが、現在の報酬額の決定以降は相当の期間、同審議会が開催されていない状況にある。

こうしたことから、委員会では、議員報酬の見直しが必要とする意見も出されたが、公平な第三者機関である特別職報酬等審議会に委ねることが妥当であり、その開催を市長に求めることとする意見を本委員会の意見とすることで一致を見たところである。

なお、その際には、同審議会における議論の参考となるよう、本委員会の調査結果などの情報提供に努めることとした。

## 9 終わりに

本市では、本格的な少子高齢化により人口減少が進んでおり、少子化対策や地域経済の活性化など、解決すべき課題が山積している。

新市合併後 10 年が経過し、平成 28 年度からは第 2 次基本構想、地方版総合戦略がスタートする極めて重要な時期を迎える。

これからの議会は、自治体経営の一翼として、多様な民意を反映させ、政策立案や監視機能をより効果的に発揮していくことが求められている。

今回、本委員会は、本市の適正な議員定数は、現行の 20 人から 2 人削減の 18 人とする調査研究結果をまとめたが、議員定数の削減によって議会の弱体化を招くことのないよう、議員一人ひとりが不断の努力により資質の向上に努めるとともに、地域民主主義の確立のための議会改革、議会活性化の歩みを進めることによって、市民から信頼される議会をめざしていくことを約束し、調査完了の報告とする。